

## 介護保険（訪問看護、介護予防訪問看護）利用料金一覧

介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の1～3割）を徴収させていただきます。  
 地域区分：周南市は1単位＝10.21円で計算します。

令和6年6月1日現在

項 目	利用単位
<input type="checkbox"/> <b>訪問看護 I 1 20分未満</b> 居宅サービス計画または訪問看護計画書に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれていること	介護： 314 単位
	予防： 303 単位
<input type="checkbox"/> <b>訪問看護 I 2 30分未満</b>	介護： 471 単位
	予防： 451 単位
<input type="checkbox"/> <b>訪問看護 I 3 30分以上1時間未満</b>	介護： 823 単位
	予防： 794 単位
<input type="checkbox"/> <b>訪問看護 I 4 1時間以上1時間半未満</b>	介護： 1,128 単位
	予防： 1,090 単位
<input type="checkbox"/> <b>緊急時訪問看護加算</b> 1. 利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行う場合、加算の他に所定の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合 2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	1.2に該当する場合 600 単位  1に該当する場合 574 単位
<input type="checkbox"/> <b>特別管理加算 I</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃チューブ留置（経鼻・胃ろう）</li> <li>・腹膜透析</li> <li>・気管切開・気管カニューレ（永久気管孔を含む）</li> <li>・膀胱留置カテーテル</li> <li>・PTCD など（種々ドレーンなどの留置）</li> <li>・輸液用ポート</li> <li>・数日間継続的に行っている、留置針による点滴等</li> </ul> ※以上の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	500 単位
<input type="checkbox"/> <b>特別管理加算 II</b> ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を越える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態 ※以上の状態にある者に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	250 単位
<input type="checkbox"/> <b>ターミナルケア加算</b> 利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合	2,500 単位

<p><b>□ 看護体制強化加算</b></p> <p>算定日が属する月の前6月において、実利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者が50%以上、特別管理加算が20%以上</p> <p>看護体制強化加算Ⅰ：ターミナルケア加算の算定者5名以上（12月間）</p> <p>看護体制強化加算Ⅱ：ターミナルケア加算の算定者1名以上（12月間）</p>	<p>介護：</p> <p>（Ⅰ）550 単位</p> <p>（Ⅱ）200 単位</p> <hr/> <p>予防：100 単位</p>
<p><b>□ 訪問看護サービス提供体制強化加算</b></p> <p>全ての看護師等に研修や健康診断を実施し、技術指導等を目的とした会議を定期的開催し、勤務年数の長い職員を多く配置している事業所において算定がみとめられる場合</p>	<p>&lt;勤続7年以上が 30%以上の場合&gt;</p> <p>6 単位</p> <p>&lt;勤続3年以上が 30%以上の場合&gt;</p> <p>3 単位</p>
<p><b>□ 複数名訪問看護加算</b></p> <p>同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合（利用者やその家族等の同意のうえ）</p> <p>①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合</p> <p>複数名訪問加算（Ⅰ）：2人の看護師等が同時に訪問を行う場合</p> <p>複数名訪問加算（Ⅱ）：看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合</p>	<p>&lt;30分未満&gt;</p> <p>看護師等2名</p> <p>254 単位</p> <p>看護師等と看護補助者</p> <p>201 単位</p> <p>&lt;30分以上&gt;</p> <p>看護師等2名</p> <p>402 単位</p> <p>看護師等と看護補助者</p> <p>317 単位</p>
<p><b>□ 長時間加算 90分以上</b></p> <p>特別管理加算の対象利用者について、1時間30分以上の訪問看護実施した場合</p>	<p>300 単位</p>
<p><b>□ 退院時共同指導加算</b></p> <p>病院、診療所又は介護老人保健施設に入院、入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合</p>	<p>600 単位</p>
<p><b>□ 初回加算</b></p> <p>利用者が過去二月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護含む）の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合</p> <p>□基本料金に対して早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります</p> <p>□エンゼルケア料（死後の処置） 10,000円 深夜50%増し 15,000円</p> <p>※病状によっては医療保険での対応となることもあります。詳しくはスタッフまでお尋ね下さい</p>	<p>退院退所、当日に訪問</p> <p>（Ⅰ）350 単位</p> <p>退院退所した翌日以降</p> <p>（Ⅱ）300 単位</p>